

当会へ求職活動等を行う皆さまへ

神奈川県弁護士会

当会では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等（※）の防止に取り組んでいます。

求職者等の皆さまが安心して面談・選考に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

（※）パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を含む

■求職活動等における当会のルール

1. 当会では、ハラスメント行為の防止について、弁護士や職員（以下「職員等」いいます。）に対する周知・啓発を継続的に行っています。
2. 面談・面接に関するルール
 - （1）面談・面接の時間：当会の業務時間内（9：00～17：00）とします。
 - （2）場所：神奈川県弁護士会館又は当会が指定した場所とします。
 - （3）実施体制：複数人で実施します。
 - （4）連絡手段：電話、Email、郵便、ファクシミリを使用します。

■相談窓口について

当会職員の採用活動において、万が一、職員等から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

相談窓口

神奈川県弁護士会ハラスメント相談

<https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/harassment/regulation/index.html>

相談申込は、上記ホームページをご覧の上、ハラスメント相談員へ直接ご連絡してください。